

## 「さがすたいるプロジェクト」普及啓発広報物等の制作等業務委託仕様書

### 1 業務名

「さがすたいるプロジェクト」普及啓発広報物の制作等業務委託業務

### 2 事業の背景と業務の目的

#### (1) 背景

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めている。

県民一人一人が多様性を当たり前のこととして受け入れ、互いに理解を深めていくために、自分と違う点を持つ多様な人々と一緒に時間を過ごし、興味関心を持つきっかけづくりとして、専用ウェブサイトでの情報発信や、学校や店舗等における出前講座、様々な方が交流しまざり合うことで相互理解を深める交流イベントなどを行ってきた。

令和6年10月に開催予定の SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024国スポ・全障スポ」と言う。）においては、全国各地から様々な来県者が見込まれ、佐賀らしいやさしさでお迎えするとともに、来県者へ「さがすたいる」の取組について知っていただき、どなたも心地よく過ごしていただけるような機運醸成を図る必要がある。

また、「さがすたいる」を広めていくにあたり、これまでは、県が民間事業者や学校を対象に「さがすたいる」の想いをひろげる取組を実施してきたが、「さがすたいる」の想いを持つ人や店舗等が点在するものの、地域全体への広がりが不足するため、今年度から、市町等が実施する事業に「さがすたいる」の想いを反映させることで、県全体への「さがすたいる」の定着を図ることとしている。

#### (2) 目的

本委託では、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めるため、同ブランド認知と県民への理解促進、行動喚起を目的とする。

また、令和6年10月に開催予定の SAGA2024国スポ・全障スポで、全国から様々な当事者が来県されることを契機として、県民全体、また全国から来場される方へ「さがすたいる」の想いを広める広報物等の制作を行う。

### 3 委託業務内容

本業務では、次の(1)～(4)の事業を委託する。

なお、業務にあたっては、必要に応じて、県及び有識者等と協議の上決定することとし、本委託業務の範囲内で受託者が有識者に協力料を支払うこと。

#### (1) コンセプトブックの制作

「さがすたいる」を市町や、CSO、民間事業者等も主体となって広めていくにあたり、さがすたいるの想いや目指すイメージ、プロジェクトでの取組内容等を分かりやすくまとめたコンセプトブックを制作すること。

・規格

①部数:500部

②色:カラー

③サイズ、用紙、ページ数:提案者一任

※制作物は、PDF データ・画像データ (PNG、JPG 等) を作成し、ウェブでの閲覧を可能なものとする。(さがすたいるウェブサイトや SNS 等への掲載を想定)

(2) SAGA2024 国スポ・全障スポを契機とした、県民へさがすたいるの想いを伝える広報物の制作

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、各都道府県で約 50 年に一度のイベントであり、県民の関心が高まる期間である。SAGA2024国スポ・全障スポを契機として、「さがすたいる」を推進し、来場者に関わる全ての方(大会スタッフやボランティア、市町職員、宿泊施設、近隣の店舗や飲食店、交通運輸関係者等)へ、「さがすたいる」の想いを伝え、佐賀らしいやさしさでお迎えする機運の醸成、行動が定着する取組として、啓発用フライヤーや動画等(動画を製作する場合は昨年度制作した動画等を活用し再編集などを行うこと)の広報物の制作を行うこと。

制作にあたっては、大会当日までに県民に周知ができるような期間を念頭において、スケジュールを考慮し、納品を行うこと。

・啓発用フライヤーの規格

①部数:40,000 部

②色:カラー

③サイズ、用紙:提案者一任

※制作物は、PDF データ・画像データ (PNG、JPG 等) を作成し、ウェブでの閲覧を可能なものとする。(さがすたいるウェブサイトや SNS 等への掲載を想定)

(3) SAGA2024 国スポ・全障スポの来場者へさがすたいるの想いを伝える広報物の制作

SAGA2024国スポ・全障スポ来場者へ、さがすたいるの取組の周知を図り、さがすたいるウェブサイトを活用することで、どんな方も佐賀を楽しんでいただけるよう、啓発用フライヤーや、ショップカード、ノベルティ、動画等(動画を製作する場合は昨年度制作した動画等を活用し再編集などを行うこと)の広報物制作を行うこと。

制作にあたっては、大会当日に来場者に周知ができるようなスケジュールを考慮し、納品を行うこと。

制作物の規格や数量については、予算の範囲内で可能な数量を提案すること。

#### (4) 実施体制の構築

本業務の目的達成のため、以下の体制を整えること。

- ・業務全体の企画（計画）の策定、及び業務体制を整えること
- ・業務の進捗管理
- ・事業効果の分析・検証

#### 4 委託業務内容

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

#### 5 成果物

業務完了後、以下の成果物を県に提出する。

- (1) コンセプトブックの紙媒体 500 部及び PDF データ、画像データ (PNG、JPG 等)
- (2) 「3 委託業務内容」の(2)及び(3)で制作した広報物
- (3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料、デザイン等のデータ一式
- (4) その他、県が業務完了の確認に必要なものとして指示する資料等

#### 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 受託業者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。  
また、佐賀県は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 著作権・肖像権等の処理は受託者が適切に行い、情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 受託者による会場の汚損及び損傷傷または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (7) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し、細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ア 業務上知りえた個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
  - イ 受託業務目的以外の利用禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の制約

オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

(8) 業務の遂行に当たっては、県と協議の上実施することとし、本仕様書に定めていない事項については、県と十分協議し、県の了承を得て実施することとする。